

市原歴史博物館公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 本規約は、市原歴史博物館（以下「博物館」という。）の利用者が行う情報検索、情報収集を一層支援するために、博物館に公衆無線LAN機器を設置し、インターネットへの接続サービス（以下「サービス」という。）の提供及び利用に関し、必要な事項を定めるものである。

(サービスの内容)

第2条 博物館利用者（以下「利用者」という。）は、博物館に関連した情報の収集、学習等の目的でサービスを利用することができる。

2 サービスの利用料は無料とする。

(利用条件)

第3条 サービスの利用は、本規約に同意した利用者に対して認めるものとする。

2 利用者は、サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を遵守しなければならない。

3 利用者は、サービスの利用に際し、自己の責任と負担において、サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア（以下「持ち込み機器」という。）を準備するものとする。

4 サービスを利用するための持ち込み機器の設定及び操作は、すべて利用者が自己の知識及び責任に基づいて行うものとする。

5 サービスへ接続する持ち込み機器のセキュリティ対策等の必要な対策は、利用者が行うものとする。

(禁止事項)

第4条 利用者は、サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならない。また、以下に該当する利用者の行為によって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、博物館は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為

- (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (7) 性風俗、宗教活動又は政治活動に関する行為
- (8) 認証情報を不正に使用する行為
- (9) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定または不特定多数に大量にメールを送信する行為
- (11) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
- (12) ゲーム等博物館の利用目的として相応しくない行為
- (13) その他法令に違反し又は違反するおそれのある行為及び博物館が不適切と判断する行為
(利用の停止)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 前条各号に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約又はサービスを提供する通信事業者が定める規約等に違反した場合
- (3) 利用者として不適切と博物館が判断した場合
(運用の停止)

第6条 博物館は、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を停止できるものとする。

- (1) サービスのシステムの保守又は工事を定期又は緊急に行う場合
- (2) 地震、火災、停電その他の非常事態等により、サービスの運用が通常どおり行うことができない場合
- (3) サービスの提供に係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) 博物館がサービスの一時的な中断が必要と判断した場合
(免責事項)

第7条 博物館は、利用者がサービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 サービスの提供に際し、利用者の持ち込み機器のコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損又は漏洩、その他サービスに関連して発生した利用者の損害について、博物館は一切の責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、利用者が費用を負担することとし、博物館は一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者がサービスへ接続しようとする持ち込み機器の構成や設定その他の理由によりサー

ビスを利用できない場合があっても、博物館は一切の責任を負わないものとする。

5 利用者がサービスを利用したことにより、他者との間に生じた紛争等について、博物館は一切の責任を負わないものとする。

6 博物館は、利用者の承諾を得ることなく、サービスの内容を変更することができるものとする。

(利用規約の変更)

第8条 博物館は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年11月1日から施行する。